

お知らせ

ご協力下さい

平成30年7月豪雨災害義援金の受け付け

日本赤十字社では、「平成30年7月豪雨災害義援金」を12月31日(月)まで受け付けています。

【義援金箱】

福祉総務課(市庁舎7階)、市民課(市庁舎1階)、各市民センター、町田・南町田・鶴川の各駅前連絡所、木曾山崎・玉川学園の各コミュニティセンター窓口に義援金箱を設置しています。

【日本赤十字社本社への送金】

○ゆうちょ銀行の振替口座へ送金
窓口での取り扱いの場合、振替手数料は無料です。

□座番号00130-8-635289

加入者名日赤平成30年7月豪雨災害義援金

※受領証発行希望の方は、併せて「受領証希望」と明記して下さい。

○銀行口座へ送金

振込手数料が別途かかる場合があります。

□座番号三井住友銀行すずらん支店(普) 2787545、三菱UFJ銀行やまびこ支店(普) 2105538、みずほ銀行クヌギ支店(普) 0620405

□座名義日本赤十字社(3行共通)

※受領証発行希望の方は、氏名(受領証の宛名)・住所・電話番号・寄付日・寄付額・振込金融機関名と支店名を日本赤十字社パートナーシップ推進部へご連絡下さい。

問日本赤十字社パートナーシップ推

進部☎03・3437・7081、町田市福祉総務課☎724・2537

都市公園等の

指定管理者を募集します

市の都市公園施設である相原中央公園、三ツ目山公園を含む27公園緑地等を一括で管理運営できる指定管理者を募集します。

☑都市公園またはこれに類する施設における管理業務の実績を有する法人またはその他の団体

指定期間2019年4月1日～2024年3月31日(5年間)

☑必要資料をお持ちのうえ、直接公園緑地課(市庁舎8階)へ。

※詳細は募集要項(町田市ホームページでダウンロード)をご覧ください。
問公園緑地課☎724・4399

学童保育クラブ

指定管理者を募集します

☑学童保育クラブ、認可保育所、認証保育所、幼稚園、認定こども園のいずれかの運営の実績があり、市内に事務所・事業所を有する社会福祉法人、学校法人及び特定非営利活動法人

対象施設①成瀬中央あおぞら学童保育クラブ(成瀬2-8)②なかよし学童保育クラブ(忠生3-10-2)③わんぱく学童保育クラブ(小川3-10-1)④そよかぜ学童保育クラブ(成瀬7-11-1)⑤大蔵学童保育クラブ(大蔵町286)⑥図師学童保育クラブ(図師町239-19)⑦高ヶ坂けやき学童保育クラブ(高ヶ坂6-7-1)⑧つくし野学童保育クラブ(つくし野2-21-11)⑨藤の台ポケット組学童保育クラブ(金井3040-15)⑩小山田学童保育クラブ(上小山田

610)⑪本町田学童保育クラブ(本町田2032)

指定期間2019年4月1日～2024年3月31日(5年間)

☑8月20日午前9時～24日午後5時に直接児童青少年課へ(郵送不可)。
※詳細は募集要項をご覧ください。

※募集要項・仕様書・申請書は8月1日午前9時～17日午後5時に児童青少年課(市庁舎2階)で配布します(募集要項及び仕様書は町田市ホームページでダウンロードも可)。

【説明会を開催します】

☑8月9日(休)午前9時30分から

場市庁舎2階会議室2-2



問児童青少年課☎724・2182

住民主体の地域活動団体型サービス担い手募集 & 説明会

支援が必要な方へ介護予防に取り組める場を提供する「地域活動団体型サービス」の内容や登録について説明会を実施します。

☑地域住民中心のグループ、NPO法人等

☑8月22日(水)午後2時～4時

場市庁舎

定50人(申し込み順)

☑8月17日までに、直接または電話で各高齢者支援センターの「生活支援コーディネーター」へ。

※各基準や補助金については、各高齢者支援センターへお問い合わせ下さい。

問高齢者福祉課☎724・2146

玉川学園コミュニティセンター

施設の貸し出しと児童図書の貸し出しを中止

玉川学園コミュニティセンターは建替工事に伴い、12月29日から施設の貸し出しと児童図書の貸し出しを中止します。

なお、まちだ施設案内予約システムで玉川学園コミュニティセンターをホームグラウンドに登録している団体は、他の施設に変更することができます。詳細はお問い合わせ下さい。

問同センター☎732・9372

児童扶養手当

現況届の提出を

児童扶養手当を受給中の方、支給停止中の方に現況届を送付しましたので、提出をお願いします。

現況届を提出しない場合は、8月分(12月振り込み)からの手当が受けられなくなります。

なお、手当の受給開始から5年を経過した方等には、6月下旬に「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」を送付していますので、現況届と一緒に提出して下さい。この提出がない場合や提出が遅れた場合は、8月分からの手当が2分の1に減額されます。

提出方法現況届の右上に記載された必要書類を添付のうえ、8月31日までに直接子ども総務課(市庁舎2階)へ。

※状況確認を行いますので、受給者本人がおいで下さい。

※各市民センター等での受け付けは行いません。

問子ども総務課☎724・2143

住宅の耐震化を応援します

【木造住宅耐震相談会】

☑市内にある昭和56年5月31日以前に着工された戸建ての木造住宅(賃貸用の住宅は除く)を、自らが所有している方

☑9月6日(休)午後2時～4時

場市庁舎

☑木造住宅の無料簡易耐震診断と耐震化助成制度の説明、個別相談、申請の受け付け

定50人(申し込み順)

☑電話で住宅課(☎724・4269)へ。

戦没者のご冥福と世界平和を祈り

黙とうを捧げましょう

問企画政策課☎724・2103

広島と長崎に原子爆弾が投下され、太平洋戦争が終結してから73年が経ちました。

市では、戦没者のご冥福と世界平和を願い、原爆投下の日と終戦の日に、防災行政無線で黙とうの呼び掛けを行っています。今年も、戦没者のご冥福をお祈りするとともに、二度

と戦争の起こらない平和な世界を願い、黙とうを捧げましょう。

○広島原爆投下の日

8月6日(月)午前8時15分から

○長崎原爆投下の日

8月9日(木)午前11時2分から

○終戦の日

8月15日(水)正午から

心身障がい者各種制度のお知らせ

問障がい福祉課☎724・2148
FAX050・3101・1653

該当する方は申請を心身障害者福祉手当

心身障害者福祉手当は、8月に年度の更新を行います。7月までに申請をして所得超過により却下となった方で、2018年度(2017年中)の所得状況が限度額以内の場合は、8月中に申請して下さい。

所得限度額等、申請の詳細はお問

【表1】心身障害者福祉手当の概要

手当額(月額)	対象者	所得限度額(2018年度[2017年中]の所得)	
		扶養人数	受給者本人所得
心身障害者福祉手当 1万5500円	①～④のいずれかに該当する、心身に障がいのある20歳以上65歳未満の方 ①身体障害者手帳1・2級②愛の手帳1～3度③脳性マヒ④進行性筋萎縮症 ※施設入所者、所得が一定額以上の方は除きます。精神障害者保健福祉手帳は対象外です。	0人	360万4000円
		1人	398万4000円
		2人	436万4000円
		3人	474万4000円
		4人	512万4000円
		以降、扶養人数1人につき38万円加算	

※所得限度額は目安であり、個別に判断をする必要がありますので、詳細はお問い合わせ下さい。

い合わせ下さい。

※現在受給中で、2018年度所得が限度額を超える方には、別途通知します。

更新します～心身障害者(児)医療費助成制度受給者証

重度の障がい者(児)(身体障害者手帳1・2級[内部障がいは3級も含む]、愛の手帳1・2度)の方を対象と

した心身障害者(児)医療費助成制度受給者証の更新を行います。

所得制限基準額を超える方(表2参照)、65歳以上で初めて申請する方、後期高齢者医療被保険者証をお持ちで住民税が課税の方は対象外です。

引き続き助成が受けられる方には、9月からの新しい受給者証を8月下旬にお送りします。また、所得が基

準を超える等で受給資格が無くなる方には、資格消滅通知書をお送りします。

なお、以前、所得超過で受給資格を喪失した方も、所得(表2参照)によって対象となる場合があります。詳細はお問い合わせ下さい。

※有効期間の過ぎた受給者証は障がい福祉課へお返し下さい。

【表2】心身障害者(児)医療費助成制度の所得制限基準額

○適用期間=9月1日～2019年8月31日(2017年中所得)		※基準額を超える方は対象になりません。	
扶養親族等の人数	基準額	※20歳未満の方は、国民健康保険の世帯主、または社会保険の被保険者の所得です。	
0人	360万4000円	※20歳以上の方は、障がい者ご本人の所得です。	
1人	398万4000円		
2人	436万4000円		
3人	474万4000円		
4人	512万4000円		
5人	550万4000円		